

## 令和5年度龍ヶ崎市組織・機構について

### はじめに

令和5年度における組織機構につきましては、新たな最上位計画の推進に向けた体制を構築することを目的に実施しました。

組織全体にわたる考え方としては、これまでの組織体制（部と課の構成）を、現状の事務事業や職員数に見合う形でスリム化を図りました。この結果、全体で1部3課の減となり、8部が7部に、40課が37課となります。（※課→教育センター、学校給食センター、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局を含む）

このたびの機構改革によって、他の課に統合されるなどにより廃止されるのは、以下の5課です。

- ・契約検査課（統合先：財政課）
- ・シティセールス課（統合先：秘書広聴課）
- ・健幸長寿課（統合先：福祉総務課、健康増進課）
- ・生活安全課（統合先：防災安全課、まちの魅力創造課）
- ・都市施設課（統合先：管財課、道路公園課）

このほか、現行の法制総務課と人事課については、統合して1つの課（人事行政課）とします。

一方、総務部には次の1課を新設します。

- ・管財課

また、新たな福祉部には次の2課を新設し、より専門的な形で福祉サービスを展開します。

- ・保育課
- ・障がい福祉課

上述した事項以外にも、各課における事務振り分けを全体的に見直し、それに伴って複数の課の名称を改めました。

- ・秘書課→秘書広聴課
- ・情報管理課→デジタル都市推進課
- ・危機管理課→防災安全課
- ・社会福祉課→福祉総務課
- ・生活支援課→保護課
- ・新型コロナワクチン対策課→医療対策課
- ・介護福祉課→介護保険課
- ・スポーツ都市推進課→スポーツ推進課
- ・コミュニティ推進課→地域づくり推進課
- ・環境対策課→生活環境課
- ・道路整備課→道路公園課

これらに加え、現在、各部に配置している副部長の呼称を次長に変更し、いわゆるライン職として位置付け、部内や組織横断的な政策等に関する連絡調整などに加えて、部長が指定する事務事業の管理に関する職務を追加しました。

## 1 総合政策部

市長公室を総合政策部に改めます。

### (1) 秘書広聴課

「開かれた市役所」づくりや積極的なシティプロモーション活動を展開するため、秘書機能と広報広聴機能を統合して秘書広聴課を設置します。この結果、シティセールス課を廃止します。

### (2) 企画課

企画課再生戦略G所掌の公共施設等に関する事務は、新たに総務部に設置する管財課の分掌事務とし、企画課を3グループから2グループの体制に変更します。

地域戦略Gについては、市の総合的な政策立案を担うことから、名称を総合政策Gに改めます。

行政経営Gの「自治体デジタルトランスフォーメーションに係る総合調整」に関する事務は、総合政策部内に配置するデジタル都市推進課の所掌とします。

### (3) デジタル都市推進課

喫緊の課題である電子自治体の推進とデジタル推進都市の構築のため、現行の情報管理課をデジタル都市推進課に改め、その体制を強化します。

これに併せて、同課所掌の公文書管理Gの一部事務を、人事行政課へ移管します。

また、商工観光課統計Gをデジタル都市推進課に移し、名称をデータ管理活用Gに改め、たうえで、統計データ等を市の政策に積極的に活用できるよう取り組むものとします。

### (4) まちの魅力創造課

現行の生活安全課空家対策室をまちの魅力創造課に移管し、本市への移住・定住の足掛かりともなる空家対策を強化します。

このほか、にぎわい創出推進Gについては、名称を人口問題対策室に改め、中長期的に取り組まなければならない課題である少子化などの人口問題や若者の活躍などについての事務を所掌し、定住促進、移住者支援、結婚支援などと併せてトータルで取り組むものとします。

牛久沼トレイルなどによる周辺のにぎわい創出については、引き続き同課が所掌するものとします。

## 2 総務部

全体で部を一つ減らすことに伴い、総務部に税務課及び納税課を移管します。

### (1) 防災安全課

現行の危機管理課は、これまで担ってきた災害等の危機管理や消防に関する業務に加え、現行の生活安全課を廃止するのに伴い、同課が担ってきた防犯・交通安全業務を新たに所

掌します。危機管理、消防、交通防犯の3つの事務を一体的に扱うことから、課名も防災安全課に改めるものとします。

また、危機管理監、危機管理課については、これまで部外とし、市長、副市長の直下に置きましたが、危機管理事象発生時における職員の配置や予算等に係る措置について、さらに迅速に対処できるよう総務部に組み込むこととします。

組織上、危機管理監は総務部長の指揮管理下に入りますが、災害対策本部設置時等における危機管理監の所掌事務について変更はございません。

## (2) 人事行政課

- ① スケールメリットを生かした事務対応が可能となるよう、現行の人事課と法制総務課を統合し、人事行政課を設置します。
- ② 法務・選挙Gは、現行の法制総務課政策法務係及び総務・選挙係の業務に加えて、情報管理課公文書管理Gの一部業務を所管させるものとします。
- ③ 現行の人事課の人事・研修係と給与・福利係は統合して人事Gとします。

## (3) 財政課

現行の財政課管財Gを分離し、管財課を設置することにより、新たな財政課には財政Gと契約検査課の機能を統合し、2グループで構成される課とします。この結果、契約検査課は廃止となります。

これまでの契約検査課の事務については、工事設計や監督業務を基本的に持たない財政課(財政G)と統合することで、その独立性を担保します。

## (4) 管財課

公共施設の適正管理など、資産管理を統括する部署として管財課を新たに設置します。

現行の財政課管財G、都市施設課営繕・住宅Gを統合するとともに、企画課再生戦略Gが担ってきた公共施設に関する総合調整機能を移管し、管財課の事務分掌とするものです。新保健福祉施設の整備を含めた庁舎等の維持整備も所掌します。

## 3 福祉部

新保健福祉施設の整備を見据え、これまでの福祉部と健康づくり推進部の配置・構成を見直し、高齢者の増加に合わせた組織体制の整備を行います。

福祉行政については、事務の多様化によってその量も増加しており、見直しが必要となっています。令和5年度の福祉部においては、福祉総務課、こども家庭課、保育課、障がい福祉課、保護課の5つの課をもって組織します。

### (1) 福祉総務課

福祉総務課は、現行の社会福祉課社会福祉推進Gの事務に、現行の生活支援課が担当してきた生活困窮者自立支援に関する事務、現行の介護福祉課高齢福祉Gの業務、並びに現行の健幸長寿課地域包括支援センターの業務(民間委託によって、なおも残る事務の一部)を合わせて担当する課とします。健幸長寿課は、この見直しによって廃止します。

この見直しにより、これまで複数の課に跨っていた高齢者の福祉に関する相談窓口を、福祉総務課に集約することとします。

## (2) こども家庭課

2023年4月に内閣府の外局として設置されるこども家庭庁は、各府省庁に分かれている総合調整権限を一元化して、文部科学省や厚生労働省に勧告を行うほか、関係省庁と共同で要領や指針を策定し、子ども政策を強力に進めていく予定となっております。

このような動きに合わせて、こども家庭課から保育Gを分離し、保育課として独立させます。そのうえで、こども家庭課に児童福祉Gと子育て支援Gを設置し、今後打ち出される妊娠前から学齢期以降（6歳～）の各ステージにおける包括的支援等の施策に対応するものとします。

今後は、健康増進課所管の子育て世代包括支援センターの機能と、こども家庭総合支援室の機能の連携を強化し、子どもの包括的な支援を行う組織としていきます。

## (3) 保育課

新たな最上位計画の施策体系で「施策の柱」の筆頭に示す「子どもが健やかに育ち、一人ひとりの夢や希望を育むまちづくり」では、「質の高い幼児教育・保育の確保」を掲げています。

当市の状況としては、共働き世帯等が、子どもの小学校入学と同時に学童保育を利用する率が高まっています。長年、保育園・幼稚園は福祉部こども家庭課、学童保育は教育委員会文化・生涯学習課と、保育に係る窓口が分かれており、ワンストップでの手続きができないなどの課題がありました。こども家庭庁設置に伴って示されている「こども政策の理念」には、「年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援の実現」とあることから、当市は、これに沿う形で現行のこども家庭課から保育部門を独立させ、これに文化・生涯学習課の所管としてきた学童保育に係る業務も担う保育課を設置します。この際、アフタースクール、サタデースクールも関連性が深いため、同課の所管とします。

## (4) 障がい福祉課

現行の社会福祉課障がい者支援Gを課として独立させ、こども発達センターつぼみ園の業務を合わせて受け持つ障がい福祉課を設置します。

民間事業者による障がい者自立支援サービスの広がり、それに伴う事業者指導の必要性の高まり、さらには障がい福祉に係る窓口相談者の増加などを受けて、今後はより専門性を重視した運営を目指します。

## (5) 保護課

年々増加傾向にある生活保護世帯は、令和4年5月現在で680世帯を数えます。今後、さらなる増加も予想されることから、現行の生活支援課が所管してきた生活困窮者自立支援に係る事務を、新たに設置する福祉総務課の分掌事務として移管します。これに伴い、現行の生活支援課は保護課と名称を改め、生活保護事務に特化した課とします。

## 4 健康スポーツ部

現行の健康づくり推進部は健康スポーツ部に名称を改め、同部が所管する課は、健康増進課、医療対策課、介護保険課、保険年金課、スポーツ推進課の5課とします。

### (1) 健康増進課

健康増進課所管の疾病対策Gを現行の新型コロナワクチン対策課の事務と統合、移管します。

一方、健幸長寿課を廃止することに伴い、同課の健幸づくり推進Gの業務を健康増進課の所管とします。

### (2) 医療対策課

新型コロナワクチン対策課の業務は、社会、経済を安定的に維持するために引き続き重要です。近年は、新型コロナウイルスの変異のほか、猿痘など新たなウイルスが現れるなど、脅威となっています。

このような状況から、これまで健康増進課が所管してきた疾病対策Gを新型コロナワクチン対策課の業務と統合、移管し、課名を医療対策課に改めます。これにより、新たな感染症などに迅速に対応できる体制の構築や地域医療体制の強化に当たるものとします。

新型コロナウイルスに係るワクチン接種については、当面、国によって無償接種が継続されるとの話もあることから、「新型コロナワクチン対策」という文言は、当面、課名に加えて括弧書きで表記する等の配慮をいたします。

### (3) 介護保険課

現行の介護福祉課高齢福祉Gを新設の福祉総務課へ移管することにより、同課が扱う事務は介護保険制度のみとし、課名も介護保険課に改めます。

### (4) 保険年金課（改正なし）

### (5) スポーツ推進課

スポーツ等を活用した健康長寿社会（健康寿命の延長）の実現や、プロスポーツの観戦等の機会創出、スポーツツーリズム等を通じたスポーツ振興を図るため、現行の1グループ体制を2グループ体制とし、課名をスポーツ推進課に改めます。

## 5 市民経済部

組織全体をコンパクト化するため、現行の市民生活部と産業経済部の抜本的見直しを行います。

まず、現行の市民生活部所管の税務課及び納税課を財政課、管財課を所管する総務部に移します。

次に、生活安全課を廃止し、同課空家対策室の事務は総合政策部まちの魅力創造課に、生活安全Gの事務は総務部防災安全課の所管とします。

部の名称は市民経済部と改め、現行の産業経済部商工観光課及び農業政策課を市民経済

部の所管とします。これにより、市民経済部は市民窓口課、コミュニティ推進課改め地域づくり推進課、商工観光課、農業政策課の4課によって構成される部とします。

#### (1) 市民窓口課

市民窓口課は、現行の窓口Gと戸籍Gを統合して住民記録・戸籍Gとし、普及が急がれるマイナンバーカード並びにパスポートに関する事務を所掌するマイナンバー・パスポートGを設置します。

これまで同課が担当してきた人権に関する事務(人権擁護委員に関することを含む)は、同一部内に設置する地域づくり推進課の事務とします。

#### (2) 地域づくり推進課

現行のコミュニティ推進課の名称を地域づくり推進課に改めます。

これまでの2グループに加え、各課に分散していた男女共同参画、国際交流、人権に関する事務のほか、多文化共生に関する事務を地域づくりの一環として捉え、共生社会推進Gを新たに設置します。

#### (3) 商工観光課

財源確保の上でも一定のウエイトを占めている「ふるさと納税」に係る事務について、新たにふるさと納税Gを商工観光課に設置し、秘書広聴課広報・プロモーションGなどと連携し、新たな返礼品の検討などを行い、テコ入れを図るものとします。

次に、これまで商工観光課所管としてきた統計Gは、その活用までを見込んで、デジタル都市推進課に移管します。

商工Gと観光物産Gについては、一体の業務として捉え、商工観光Gに改めます。組織全体に対する考え方として、細分化したグループを統合することにより、各業務の繁忙期とそうでない時期などを見ながら、課長の差配によって事務振り分けを臨機応変に行うものとし、スケールメリットを生かすこととします。

#### (4) 農業政策課

農業政策課については、組織上の変更を行いませんが、儲かる農業の推進や農作物栽培高度化施設を伴う企業の誘致等の課題に引き続き取り組むものとします。

### 6 都市整備部

現行の産業経済部から環境対策課改め生活環境課を移管します。

#### (1) 生活環境課

同課が重点的に取り組む事務として、脱炭素(カーボンニュートラル)やバイオマスなど、環境にやさしいまちづくりを掲げます。これらの政策を推進するため環境政策Gを設置します。

また、現行の生活安全課が分掌する違法盛土、不法投棄対策に関する事務を、生活環境課に統合します。

## (2) 都市計画課

現行の交通政策Gを公共交通対策室に改め、A Iバスを含めた地域交通ネットワークの構築に対応します。同室は、自転車政策のほか、生活安全課が所掌してきた駐輪場、放置自転車に係る事務を新たに所掌するものとします。

## (3) 道路公園課

現行の都市施設課を廃止し、同課公園緑地Gを業務の類似性を考慮して現行の道路整備課に移管します。これらの新たな業務が加わったことを踏まえ、道路整備課は道路公園課に名称を改めます。

## (4) 下水道課（改正なし）

# 7 教育委員会

## (1) 教育総務課

教育総務課学務Gについては、小中学校におけるICTの環境整備に関する事務を担当するものとし、これを明確化します。

## (2) 文化・生涯学習課

学童保育、アフタースクール、サタデースクールを市長部局に新設する保育課に移管します。

青少年育成Gには、これらを除いた青少年育成事務が残りますが、これに加えて、中学校における部活動の地域移行、学校運営に保護者や地域住民が参画し、その意見等を反映させる仕組みであるコミュニティスクールに係る事務を新たに所管するものとし、グループ名も学校・地域連携Gに改めるものとします。

## (3) 指導課

教育総務課が小中学校におけるICT環境の整備を担当する旨を明記するのに対応して、指導課は情報教育及びICTの活用を所掌する旨を改めて明記します。